

施策1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

- 推進方針 ①複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。  
 ②多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。  
 ③地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。

取組概要

- ・総合相談窓口において、福祉何でも相談として市民のあらゆる相談を受けており、必要に応じて、適切な窓口へのつなぎと生活困窮者自立相談支援機関での継続支援を実施している。
- ・毎月1回開催の総合相談連絡会等を活用し、様々な支援機関の役割を理解する機会を設ける等、相談機関間の相互理解、支援に向けた協力関係の構築に努めている。
- ・関係部局においては、対象になると思われる方について、福祉部局や社会福祉協議会との協働による支援や各種相談の周知などに取り組んでいる。



| 課題   | R4年度の新たな取組   | R5年度以降の方向性   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口をはじめ、各種相談窓口を知らない市民も一定数存在し、効果的な周知・啓発の方法を検討することが必要である。</li> <li>・ヤングケアラーなど新たな地域生活課題を抱えた住民が相談窓口へつながっておらず、潜在化している対象者が一定数いることが懸念される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的孤立・ひきこもりの方向けの相談窓口のチラシを作成し、市内の相談窓口へ設置した。</li> <li>・【重層】重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、社会参加支援や地域づくりなどを多機関で取り組むことができるよう、総合相談連絡会のリノベーションを進めた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談連絡会の開催方法を変更し、より多機関協働ができる体制づくりに取り組む。</li> <li>・広報紙やホームページ等を利用した周知を継続する。</li> <li>・福祉部局以外の窓口においても、生活困窮者の発見に努め、必要に応じて関係部署との情報共有や支援窓口への誘導を行う。</li> </ul> |

## 施策2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

- 推進方針
- ①重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。
  - ②権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。
  - ③高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。
  - ④成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。

### 取組概要

- ・権利擁護に関する専門職向けの研修や一般市民向けの権利擁護フォーラムを開催している。
- ・成年後見制度利用支援事業を実施し、利用者に対し助成を行っている。  
(高齢 R3:24件、R4:23件 障がい R3:7件、R4:11件)
- ・社会福祉協議会において、権利擁護専門相談や専門的支援の提供や介護サービス相談員派遣事業、障がい者福祉施設等相談員派遣事業を実施するとともに、法人後見、市民後見、後見監督などの後見業務を推進している。
- ・DV被害者からの相談や一時保護などの際には、必要に応じて関連部署や関係機関と連携して支援を行っている。

#### 専門職向け研修

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 行政等初任者向け権利擁護研修        | 25名 |
| 障がい福祉サービス等従事者向け虐待防止研修 | 45名 |
| 虐待対応従事者研修             | 55名 |

#### 課題

- ・成年後見制度や相談窓口の周知や権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワーク構築が必要。
- ・虐待の早期発見のために市民向けの啓発が必要である。

#### R4年度の新たな取組

- ・「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」を作成した。
- ・市民向けの虐待に関する啓発研修の企画検討を行った。
- ・身寄りのない方への支援に関するプロジェクトを実施した。

#### R5年度以降の方向性

- ・権利擁護支援センターの中核機関としての役割を関係機関に周知する。
- ・権利擁護、虐待防止等の研修を通じて人材育成を図る。
- ・広報紙やホームページ等を利用した相談機関等の周知を継続する。

### 施策3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

推進方針 ①多様な活動の拠点としての環境整備に努めます。

②地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため、情報を集約・発信します。

③社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。

#### 取組概要

- ・保健福祉センターのエントランスホールがだれもが集える場となるよう、エントランス・コンサートを実施しており、さらに手話歌を取り入れることで、手話や福祉センターに親しみを覚えてもらえるよう取り組んでいる。
- ・健康づくりの場、社会参加の場となるよう、運動室の一般開放や水浴訓練室の開放事業を行っている。
- ・エントランスパネル展を実施し、センター内の各機関が開催している事業や講座の周知・利用促進を図っている。
- ・障がいのある方の就業体験やひとり一役活動の受入れ、「健康ポイント」事業への参加、貸室事業など、地域の保健福祉の拠点としての取組を進めている。



| 課題  | R4年度の新たな取組  | R5年度以降の方向性   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな担い手の参加や、まちづくりや市民活動との連携を踏まえた情報収集や発信が課題である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県主催の「障害者しごと体験事業発表会」において、福祉センターで実施した就労体験について発表し、周知を図った。</li> <li>・障がいのある人の居場所づくりとして、「つむぐ広場」を保健福祉センターで開催した。</li> <li>・保健福祉センター2階ボランティアセンターにおいて、ボランティア募集情報やつどい場の案内掲示板を設置した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業の継続実施に加え、コロナ禍により中止していた保健福祉フェアの再開や、就労準備支援事業と企業との連携による就労体験機会の拡充及び福祉センター機能の充実に取り組む。</li> <li>・地域住民が、興味・関心等からまちづくりに関われるような、講座やワークショップを開催する。</li> </ul> |

#### 施策4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

- 推進方針 ①庁内の地域共生の取組を推進するため、各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
- ②各附属機関で扱う議題や協議内容を集約し、課題の包括化に取り組みます。
- ③個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。

#### 取組概要

- ・総合相談窓口の機能の充実と連携を深めるため月1回の相談連絡会や事前の意見交換を実施している。
- ・ケース対応等で適宜関係機関と会議を実施したり、当事者に必要な手続きがある場合に所管課を案内するなど、課題解決に向けた支援を行っている。
- ・各種マニュアルの整備や研修の実施を行っている。



| 課題                                       | R4年度の新たな取組  | R5年度以降の方向性  |
|--|---|---|
| ・地域共生社会の実現に向けた庁内関係課との目的の共有、連携強化を図る必要がある。 | ・【重層】芦屋市地域福祉計画推進本部専門部会を立ち上げ、庁内連携をテーマに部署を横断した12課で協議を実施。包括的支援体制の構築等に向け、各課が実施している取組や課題の共有、課題解決に向けたアイデア出し等を行った。 | ・令和4年度に専門部会で出された、課題や課題解決に向けたアイデア等を踏まえ、専門部会での協議を継続し、課題解決に向けた具体的な取組の実施につなげる。<br>・ケース対応等で適宜関係機関と会議やケース検討を実施していく。また、専門部会や重層的支援体制整備事業に関する会議に参加した職員から課内への情報共有を行う。 |

**施策5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）**

- 推進方針** ①地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。
- ②多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。

**取組概要**

- ・社会福祉審議会地域福祉部会にて地域福祉計画の進行管理を行うとともに、地域福祉推進協議会にて重層的支援体制整備事業に関する協議を行っている。
- ・地域発信型ネットワークの再構築を念頭に、地域ケアシステム検討委員会において、地域での福祉活動を振り返り、課題の共有や今後の取組の検討を進めている。

| 課題  | R 4年度の新たな取組   | R 5年度以降の方向性   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域発信型ネットワークの課題を整理したうえで、改編が必要である。</li> <li>・地域ケアシステム検討委員会等で検討された事項について、実行に移す担い手が不足している。</li> <li>・福祉部局以外との関係部署・関係機関との課題の共有を行う必要がある。</li> <li>・個別支援のみ実施している職員が、地域支援を我が事と捉えられるよう、市民や専門職との協働の重要性やその仕組みについて学ぶ必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム検討委員会で、これまでの3年間を振り返りながら今後の会議体のあり方について協議した。</li> <li>・【重層】地域ケアシステム検討委員会・生活困窮者自立支援推進協議会の中で「居場所づくり」が検討されていたため、自立支援協議会専門部会の取組項目である「障がいのある人の居場所づくり」と連携を図りながら検討を進めることができた。</li> <li>・【重層】重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、各会議体の機能の整理を図った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進協議会にて重層的支援体制整備事業の進行管理を行うとともに、社会福祉審議会地域福祉部会にて地域福祉計画の評価を行う。</li> <li>・地域ケアシステム検討委員会を、プラットフォーム型の会議として試行的に実施し、地域発信型ネットワークの再構築の検討につなげていく。</li> </ul> |



## 施策6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり

- 推進方針 ①子ども・若者、子育て中の人、障がいのある人や認知症の人などあらゆる人が自由に参加できる居場所等の拠点の整備に取り組みます。
- ②民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会、老人会、子ども会など、多くの地域住民が参加・交流することで、新たな社会資源が生まれる仕組みづくりに取り組みます。

### 取組概要

- ・社会福祉協議会において、いつでも誰でも集える居場所を目的に、プラスワン福祉基金を活用した事業を展開している。
- ・地区集会所において、地域のつながりの拠点として様々なプログラムを実施している。
- ・あしや市民活動センターにおいて、「ふれあいカフェ」、「ソーシャルナイト夜の社会貢献勉強会」、「Leed Cafe! 日シェフ」などの事業を実施している。

### プラスワン事業（多世代交流拠点）

ひまわり（令和4年10月開所）  
翠ヶ丘町 毎週水・金 11～15時



えがお（令和5年1月開所）  
三条町 毎週水・金 11～15時



#### 課題

- ・各分野で実施・把握されている居場所に関する取組に関して、市民等に向けた情報阪神や分野間での情報共有・連携等により、「誰でも」「いつでも」「気軽に」参加・交流できる居場所の整備が必要である。

#### R4年度の新たな取組

- ・【重層】生活困窮者自立支援推進協議会において、「居場所の現状分析プロジェクト」を立ち上げ、6分野（高齢・障がい・地域づくり等）の関係者と居場所に関する現状の共有と、今後必要な取組等について協議を実施した。
- ・プラスワン事業として、翠ヶ丘町に「プラスワン岩園ひまわり」、三条町に「プラスワン三条えがお」を開所した。

#### R5年度以降の方向性

- ・「多機関協働推進委員会」において、居場所に関するプロジェクトの立ち上げを提案し、多分野が連携した、居場所に関する情報の共有や周知、また各分野が把握するニーズに合わせた、分野横断・地域との連携による居場所の創出に向けた協議を行う。
- ・プラスワン事業において、地域住民を中心に、開所日増加に向けた運営委員の確保と、全世代が参加できる拠点となるようなプログラムの実施や「赤ちゃんの駅」への登録等を行う。
- ・あしや市民活動センターにおいて、運営や広報活動に重点において団体支援を行う。

## 施策7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり

推進方針 ①市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人の就労の場の確保に取り組みます。

②市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人などが活動に取り組むことで対価を生み出せる活動を検討します。

### 取組概要

・障害者就業・生活支援センターにおいて、障がいのある人の就労に関する相談事業を実施している。

(相談回数 R2:1,561回、R3:1,429回、R4:1,786回)

・シルバー人材センターと連携することにより高齢者の社会参加・活躍の場を確保及び地域貢献となるように支援している。

・相談支援を通じて、本人の意向に沿った、さまざまな就労に結び付く取組や場面づくりをしている。



### 課題

- ・企業・団体等と連携した、就労が困難な状況にある人が、体験や参加できる多様なプログラムの創出や充実が必要である。
- ・社会情勢の変化に応じて在宅勤務ができるようになるなど就労の形も変わってきているため、変化に対応できる相談支援ができるようにする必要がある。

### R4年度の新たな取組

- ・職業体験等の機会創出のため、オンラインでの「こえる場！」を実施し、参画企業・団体と取組への協力等について意見交換を行い、今後の取組の可能性について共有できた。
- ・福祉施設に仕事の切り出しを依頼し、継続的に就労できる場の創出につなげた。

### R5年度以降の方向性

- ・就労体験等の機会創出で協働いただける企業・団体と継続的に協議し、就労が困難な状況にある人とのマッチング等を進める。また、取組状況を「こえる場！」参加企業・団体と共有し、他の企業・団体の参加を呼びかける。
- ・制度や就労に取り組む団体などについて、継続して周知していく。

## 施策8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進

- 推進方針**
- ①地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営に取り組みます。
  - ②地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営を通して、地域づくり人材として成長できる仕組みづくりに取り組みます。
  - ③地域支え合い推進員と地域住民がつながり、地域課題を共有することで、地域の中での話し合いが新たな活動展開につながるよう取り組みます。

### 取組概要

- ・地域支え合い推進員が、地域資源の把握や地域住民による生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・開発等により日常生活上の多様な支援体制を充実・強化し、地域共生社会を推進する。
- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーの協働により、住民主体の地域活動を支援している。

### 地域支え合い推進員通信



#### 課題

- ・地域資源の把握や活動者支援が主になっており、身近な地域で支え合いを話し合う場への関わりが十分できていない。
- ・地域支え合い推進員と地域住民による地域活動や、地区福祉委員会等と協働した協議体のあり方と運営の見直しが必要である。

#### R 4年度の新たな取組

- ・地域支え合い推進員と社会福祉協議会地区担当ワーカーが協働して、地域アセスメントの実施と、地区福祉委員会の三役会の設置など運営見直しに着手した。また、各地域の特性等について分析し、今後の取組の方向性について整理を行った。

#### R 5年度以降の方向性

- ・地域で支え合いを話し合う場の一つとして、地域支え合い推進員が地区福祉委員会へ関わっていく。また、地域資源の発信や活動者支援として「つどい場ガイド」の改訂・発行を行う。



**施策9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進**

- 推進方針**
- ①小学校区より小さい単位で、地域住民や地域で活動する人、専門職等が出会い、興味・関心、解決したい課題などをテーマについて話し合い、新たな何かが生み出されるプラットフォームづくりに取り組んでいきます。
  - ②全市域における地域ケアシステム検討委員会で、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制や地域づくり、参加支援について、重層的な仕組みづくりに取り組んでいきます。
  - ③中学校区福祉ネットワーク会議のあり方について検討します。

**取組概要**

- ・小学校区、中学校区、全市で地域住民と専門職が協議・協働し、地域課題解決のために取り組んでいく。
- ・地域ケアシステム検討委員会において、住民と専門職がともにかかわるネットワークづくりに向けての協議を行った。(例：住民向け、専門職向け気づきのポイントチェックシートの作成、外国人支援の勉強会)
- ・地域ケアシステム検討委員会等で民間も含めた関係機関と福祉課題の共有や地域の居場所、地域活動について協議している。

| 課題  | R4年度の新たな取組   | R5年度以降の方向性   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校区や中学校区での開催状況が充実しておらず、課題意識の差等もあるため、効果的な実施に向け、会議運営の見直しが必要になっている。</li> <li>・地域ケアシステム検討委員会で検討された事項について、主体的な取組に繋がりにくく、実行に移す担い手が不足している。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区福祉委員会を中心にした小地域での話し合いの場づくりを意図して、各委員会に三役（代表、副代表、会計）会の設置と、会議デザインや運営の見直しに着手した。</li> <li>・全市を対象とした地域ケアシステム検討委員会において、これまでの取組の振り返り、評価を行い、新たな会議体の在り方やメンバー等について検討を行った。</li> <li>・【重層】地域ケアシステム検討委員会・生活困窮者自立支援推進協議会の中で「居場所づくり」が検討されていたため、自立支援協議会専門部会の取組項目である「障がいのある人の居場所づくり」と連携を図り、協働して検討を進めることができた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム検討委員会での意見や地域支え合い推進員、社会福祉協議会が把握した地域の課題に対し、プラットフォーム型会議を試行的に実施していく。</li> <li>・全9地区福祉委員会のうち、8委員会に三役会等の会議運営等をデザインする会議体を設置したが、地区福祉委員会の大幅なりノバージョンには至っておらず、さらなる委員会活動の活性化に向けた働きかけが必要である。</li> </ul> |

## 施策 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

- 推進方針 ①高齢、障がい、児童などの分野別の社会福祉法人や民間事業者等が、共通の地域生活課題について話し合う場をつくり  
ます。
- ②社会福祉法人や民間事業者等が地域住民とともに、地域生活課題の解決に向けて取り組むことができる環境の整備を行います。

### 取組概要

- ・社会福祉法人に対する指導監査や、社会福祉法人から提出される現況報告書及びチェックリストにおいて、地域における公益的な取組の実施状況の確認や助言している。
- ・地域サポート施設間の連携により、福祉施設の地域へ向けた社会貢献活動の取組を実施している。
- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットあしや）を立ち上げている。
- ・市内の事業所・障がい者団体に属されている方が中心となった「まるっと説明会実行委員会」や「障がい児者作品展実行委員会」を通して事業所間の連携を深めた。

|                   | R3 | R4 |
|-------------------|----|----|
| まるっと説明会実行委員会参加団体  | 19 | 22 |
| 障がい児者作品展実行委員会参加団体 | 25 | 25 |

#### 課題

- ・コロナ禍により、芦屋市社会福祉法人連絡協議会の参集や地域サポート施設の取組が制限されたり、社会福祉法人が地域住民と交流することが難しい状況にある。

#### R4年度の新たな取組

- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会として、研修会を開催した。
- ・地域サポート施設間の情報共有会を実施した

#### R5年度以降の方向性

- ・社会福祉法人への指導監査、現況報告書、チェックリストにおいて、地域における公益的な取組の実施状況を確認や助言を行う。
- ・芦屋市社会福祉法人連絡協議会において具体的活動を検討していく。

## 施策 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実

- 推進方針
- ①ボランティア団体や個人ボランティアの相談を受け、困りごとを解決するための支援を行います。
  - ②ボランティア活動への参加につながるような、ボランティア養成講座やプログラム開発を行います。
  - ③福祉学習に取り組みやすいよう、普及・啓発に取り組みます。
  - ④誰もが気軽に福祉学習に参加したくなる仕組みづくりに取り組みます。

### 取組概要

- ・ボランティア団体への助成金やボランティアセンターの備品、会議室の利用支援等によりボランティアグループの支援を行っている。
- ・関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成している。また、リードあしやにおいて、各ボランティアの募集及び実施を行っている。
- ・各学校からの依頼に基づき、福祉学習（車いす・アイマスク体験、視覚障がい・肢体障がい・聴覚障がい当事者の講話）を実施している。
- ・特別支援教育コーディネーター会において、「芦屋市心がつながる手話言語条例」や「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の紹介をし、各学校園の取組を促した。



| 課題   | R 4 年度の新たな取組   | R 5 年度以降の方向性   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校からの依頼に基づいた福祉学習を実施しているため、全校実施に至っていない。また、広く地域住民が参加できる福祉学習の実施が必要である。</li> <li>・個人ボランティアへの支援とコーディネートが十分とは言えない。</li> <li>・共働き等の影響により、活動参加者が高齢化している傾向にある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の小学校の福祉学習に民生委員や福祉推進委員が参加協力した。</li> <li>・ボランティアセンターに、ボランティア募集情報を掲示するようにした。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアグループの活動紹介を積極的に行うとともに、個人ボランティアの支援とコーディネートを充実させ、活動者の増加に努める。</li> <li>・ひとり一役活動と連携してボランティア活動を推進する。</li> <li>・全校での福祉学習に民生委員や福祉推進委員の参加協力を呼び掛ける。</li> </ul> |

## 施策 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進

- 推進方針 ①活動をしてみたいと思っている人が、気軽に無理なく活動を始められるよう、活動の支援ができるプラットフォームづくりを進めます。
- ②小中高の児童生徒やその保護者も参加した活動を充実させるため、教育委員会や学校園とも協働した活動を企画・実施していきます。
- ③コロナ禍におけるICTを活用したオンラインでの活動と参集型の活動を企画・実施していきます。
- ④高校生や大学生など若者との協働で、情報発信や活動のPRを充実させます。

### 取組概要

- ・市民・社会福祉協議会・行政が協働し、以下のような市民発案の具体的活動に取り組んでいる。

自治会等との協働による市内各所へのベンチの設置、  
 地域でのスマホカフェの実施、自治会と協働での落ち葉でやきいもイベントの開催、  
 「この町がすき」の手話歌の披露・幼稚園での練習訪問、各地域行事への参画、  
 アクションアワードの開催など

### スマホカフェ



### 課題

- ・単発的な取組にとどまっており、活動の周知が十分でない。
- ・メンバーが固定化しており、新たなプロジェクトが立ち上がっていない。

### R4年度の新たな取組

- ・実際に取り組んでいる自治会等と今後取組を検討している自治会等を交えて、活動の手法や課題などを共有するスマホカフェ交流会を実施した。
- ・アクションアワードの表彰団体について、地域支え合い推進員より推薦を受けたうえで実施した。

### R5年度以降の方向性

- ・新たなメンバーが加われるよう、各プロジェクトの周知啓発を行う。
- ・スマホカフェを実施する地域が拡大するよう、助成制度やQ&Aの整備を行う。

### 施策 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実

- 推進方針
- ①ひとり一役活動推進事業における活動場所の拡大、活動内容の充実を図ります。
  - ②近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践していきます。
  - ③支え合いの仕組みに参加する活動意欲の維持と意識の向上を図り、新たな支え合いの活動に発展するよう支援します。

#### 取組概要

- ・介護保険施設等や高齢者等の居宅におけるボランティア活動その他の社会的活動を通じて、地域での支え合いの体制づくりの推進を図るため、「ひとり一役活動推進事業」を実施している。
- ・ボランティア活動センターとひとり一役活動推進事業とが連携し、さまざまなボランティアニーズに応える取組を実施している。

|                      | R 3 | R 4 |
|----------------------|-----|-----|
| ひとり一役ワーカー登録者数（人）     | 69  | 76  |
| ひとり一役活動受け入れ機関登録数（か所） | 28  | 30  |



#### 課題

- ・コロナ禍により、介護保険施設や障がい福祉施設等での活動ができなくなり、コロナ禍前と比べると活動者の登録人数や活動の機会が減少している。

#### R 4年度の新たな取組

- ・事業の周知啓発のため、福祉センターでのパネル展示や市民課電光掲示板、包括連携協定企業によるチラシの配布、事業説明リーフレットの作成など情報発信を積極的に行った。
- ・福祉施設の活動が制限されることから、在宅高齢者向けの活動が増えるように周知し、より多くのワーカーに活動を促した。

#### R 5年度以降の方向性

- ・市内各所でのリーフレットの配架など継続して地域での支え合いに関する情報発信していくとともに、活動者の活動機会の確保に向けた取組を行っていく。



## 施策 14 身近な地域での福祉活動の推進

推進方針 ①福祉の担い手である民生委員・児童委員、福祉推進委員による見守り活動などを支援していきます。

②福祉の担い手と自治会、老人会など、また市民活動の活動者、ボランティア等の様々な人が出会う場において、福祉課題に気づき、共有するための協議を行います。

③福祉のまちづくりを進めていくため、住民の興味・関心のあるテーマを中心とした話し合いから、具体的な取組を地域で展開します。

### 取組概要

- ・ 民生児童委員協議会において、専門部会で高齢・障がい・母子父子児童の各分野の研修を行うとともに、民生委員・児童委員と関係機関が集う「福祉を高める運動研究会」において、ケースの共有と支援の検討を行っている。
- ・ 民生委員、福祉推進委員で構成する地区福祉委員会において、地域ごとに高齢者のつどいや、訪問活動、生きがいデイサービス（委託事業）を中心としたプログラムや、日ごとの見守り活動を実施している。
- ・ 地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。

| 課題   | R 4年度の新たな取組   | R 5年度以降の方向性   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍前後で委嘱された民生委員・児童委員が十分に活動できず、経験の蓄積が難しい。</li> <li>・ 地区福祉委員会の課題共有や見守り活動、運営の強化に受けた支援の充実が必要である。</li> <li>・ 市民提案型事業補助金について、新しい活動の掘り起こしにつながりにくい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生児童委員協議会の専門部会をより実効性あるものとするために、分野別ではなく委嘱年数ごとに構成することについて協議した。</li> <li>・ 地区福祉委員会を中心にした小地域での話し合いの場づくりを意図して、各委員会に三役（代表、副代表、会計）会の設置と、会議デザインや運営の見直しに着手した。</li> <li>・ 市民提案型事業補助金の採択団体の取組内容や結果についてホームページに掲載した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生児童委員協議会の専門部会を委嘱年数ごとに構成し、経験年数に応じた研修を進める。また、「福祉を高める運動研究会」を実施し、民生委員・児童委員と各専門機関が情報を共有し、支援を検討する。</li> <li>・ 地区福祉委員会の大幅なりノベーションも含め、さらなる委員会活動の活性化に向けた働きかけが必要。</li> <li>・ 市民提案型事業補助金の申請者に対し、あしや市民活動センターと連携しながら、サポートを実施していく。</li> </ul> |

## 施策 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

- 推進方針 ①地域で活動する人との関係づくりから、活動支援につながるような体制づくりを行います。
- ②活動支援に必要な専門知識を持つ人材を配置し、地域づくりの実践を積み上げていきます。
- ③社会福祉協議会が関わる地域活動が福祉の領域からまちづくりの領域まで展開するよう、より多様な活動者が参画するプラットフォームへと充実させていきます。

### 取組概要

- ・社会福祉協議会地区担当ワーカーと地域支え合い推進員が協働し、住民主体の地域活動を支援していく。
- ・フードドライブを活用して、地域の子ども食堂やつどい場の活動支援を行っている。
- ・地域から寄せられる困りごとや相談に対し、関係する専門職と一緒に支援している。



### 課題

- ・「コミュニティワーカー」と「コミュニティソーシャルワーカー」の役割や機能を強化し、支援を積み重ねていくことが必要である。
- ・新たに地域で活動する人が生まれるような仕組みづくりの検討が必要である。

### R 4年度の新たな取組

- ・社会福祉協議会地区担当ワーカーと地域支え合い推進員が協働で地域アセスメントを実施した。
- ・地域アセスメントのスーパービジョンを通じて、地区担当ワーカーの研修に努めた。

### R 5年度以降の方向性

- ・地区福祉委員会だけでなく、自治会や地域のつどい場への支援を進めていく。

## 施策 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

- 推進方針
- ①地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進します。
  - ②分野を問わず様々な活動をする人（団体・企業含む）との緩いつながりを少しずつ蓄積します。
  - ③福祉分野と市民活動分野とのつながりを強化します。

### 取組概要

- ・地域活動を紹介する取組などを通し、活動や団体を周知するとともに活動者間での緩やかなつながりの構築を図る。
- ・社会福祉協議会において、地域での行事やプロジェクトへ参加している。
- ・市民参画・協働推進課と地域福祉課がそれぞれの分野での課題などを共有し、取組へとつなげていく。

自治会活動と地域福祉活動等の連携・協働



落ち葉で焼きいも(地域イベントへの協力)

#### 課題

- ・地域内の各団体間の円滑な連携を推進する必要がある。
- ・地域福祉活動と自治会等を中心としたまちづくり活動との連携を図り、協働を推進していくことが必要である。

#### R 4 年度の新たな取組

- ・自治会連合会が主催する交流を目的とした研修会の開催及び民生児童委員協議会の参加に関する支援を行った。
- ・社会福祉協議会において、自治会主催の集まりや自主防災会の取組に参加し、まちづくり活動との関係づくりを行った。

#### R 5 年度以降の方向性

- ・市民活動センターが主催する話し合いの場に参加し、連携を進める。
- ・継続的に地域内の各団体間の交流を図る。

## 施策17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

- 推進方針 ①継続的な交流の機会の設置や定期的な情報発信・集約に取り組み、多様な企業・団体等の参加を増やします。  
 ②地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業・団体等をつなぐ仕組みをつくりまします。  
 ③「こえる場！」の位置付けを明確にし、事務局運営の体制整備を検討します。

### 取組概要

- ・より暮らしやすいまちの実現を目指して、地域活動を行っている企業・団体等とつながり、地域の可能性の発見や課題解決に向け、それぞれの持つ強みや資源を活かす取組を検討する。



「こえる場！」ニュースレターVol.8 令和5年3月発行

「働けない」をこえる社会へ！  
～就労体験等の機会創出に向けて～

生活困窮者への支援において、就労に向けた活動として、相談者が福祉分野だけでなく、社会の様々な場への参加ができればと考え、「こえる場！」のみならずと現状を共有し、一緒にできること等を考えました。

<取組紹介>  
 (福) 芦屋市社会福祉協議会 三谷氏  
 (福) 三田谷治療教育院 佐藤氏

生活が困難している方、ひきこもり状態の方、人とのコミュニケーションに不安がある方達が、社会に出る時に勇気を出して一歩を踏み出すことが難しい現状があります。

そのような方々を地域の中に受け入れて下さる土壌があることは大切だと感じています。  
 実際に「○○な場所があるので行ってみませんか？」と伝えられることで一歩を踏み出せた方もいます。  
 一歩を踏み出すきっかけづくりのご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

芦屋市就労準備支援事業の現在の取組

【プログラム】  
 ・家事やお金の講座 ・体操教室  
 ・畑作業 ・企業等での就労体験

【市内企業様のご協力】(抜粋)  
 ・生活協同組合コープこうべ 様  
 めーむひろばでの商品の受け渡し

・(福) 明倫福祉会 愛しや 様  
 リネンの交換 等

2/2 「こえる場！」  
オンライン開催

<会議参加企業・団体>  
 アイザワ証券(株)/(学) 芦屋学園芦屋大学/  
 (株) 笠谷工務店/(福) 三田谷治療教育院/  
 (福) 聖徳園/生活協同組合コープこうべ/  
 兵庫県住宅供給公社/(株) プランツ・キューブ

| 課題・  | R4年度の新たな取組   | R5年度以降の方向性  |
|--|--|---|
| <p>・コロナ禍で地域活動の停止や参画企業・団体にも影響があったため、コロナ禍前のような対面の意見交換や取組の実施が困難だった。</p> | <p>・就労準備支援事業の職業体験等の機会創出のため、オンラインでの「こえる場！」を実施し、参画企業・団体と取組への協力等について意見交換を行った。</p> | <p>・継続的に「こえる場！」の取組等について参画企業・団体等に情報発信していくとともに、小さなことからでも参画企業・団体と連携し、関係性を継続していく。</p> |



## 施策 18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進

- 推進方針 ①災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。
- ②新たな生活スタイルに応じた様々な交流の実践やICT活用促進に取り組めます。
- ③防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。
- ④安全を高める施設や設備の整備を進めます。

### 取組概要

- ・民生委員・児童委員等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築している。
- ・自治会、民生委員・児童委員等に要配慮者名簿を提供し、要配慮者が有事に助けをもらいやすいように地域における顔の見える関係づくりを推進する。また、地区福祉委員会において、福祉マップを作成している。
- ・災害時に地域における主体的な活動ができるよう、まち歩き、ワークショップ、防災マップ作りなどを通じて地区防災計画の策定推進を行っている。
- ・芦屋警察署や芦屋交通安全協会と協働し、四季の交通安全運動等において、街頭啓発を行っている。また、こども園、保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校の子どもたちや高齢者などに対し、交通安全教室を実施している。
- ・関係機関が連携し、“社会を明るくする運動”を推進している。
- ・まちづくり防犯グループに対する育成事業補助金により活動の支援に努めている。(R4：20 団体)
- ・青少年育成愛護委員会、小学校 PTA 等の意見を集約し、芦屋警察署や関係各課が連携して通学路合同点検を実施している。

| 課題  | R4年度の新たな取組  | R5年度以降の方向性   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支援者と緊急・災害時要援護者との平常時からの関わり方について課題がある場合や支援者がいない要援護者が存在する。</li> <li>・災害に備え、要配慮者の支援専門職と住民との協働が必要である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での支援や情報共有が一層進むよう、緊急・災害時要援護者台帳、要配慮者名簿の運用を見直した。</li> <li>・高齢者がいる世帯を対象に特殊詐欺防止対策として、自動通話録音機貸与事業を実施した。</li> <li>・通学路合同点検対策のまとめを市のホームページで公表した。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別避難計画の作成について、優先順位や懸案事項を整理し、専門職と連携しながら取組を進める。</li> <li>・地区防災計画を他地区へ水平展開できるように、啓発していく。</li> </ul> |



## 施策 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進

- 推進方針 ①若い世代を中心に幅広い世代が地域と関わり、ともに学ぶ取組を進めます。
- ②芦屋のまちづくりに多様に関わる人たちが、自由に協議し、企画・提案等ができる場や役割を確保します。
- ③市職員が市民や企業等と協働できるような人材育成の機会を確保します。

### 取組概要

- ・スマホカフェなど、生徒や学生が地域活動に参加する場づくりに取り組む。
- ・地域活動に市職員が参画する仕組みの検討を進める。
- ・地域福祉人材育成のため、社会福祉協議会において地区福祉委員会活動の充実に取り組んでいる。

| 課題   | R 4 年度の新たな取組   | R 5 年度以降の方向性  |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・共働き世帯の増加や定年延長、高齢化等による担い手の不足。</li><li>・地域の実情に合った地区福祉委員会活動には、自治会などの他の地域活動団体との連携が不可欠である。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・アクションアワードにおいて、地域支え合い推進員から推薦を受けた中学生グループを表彰するとともに活動の紹介を行った。</li><li>・担当部署以外の職員が地域活動へ参加する機会を設けた。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・幅広い世代が地域での活動に参加する場やきっかけづくりを進める。</li><li>・地域活動への幅広い市職員の参画を進める。</li><li>・重層的支援体制整備事業において、専門職等が地域づくりを含めた取組が考えられるよう、研修を実施する。</li></ul> |

## 施策 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

- 推進方針 ①多様な人が関わり、情報発信力を高める取組やICT活用促進の取組を進めます。
- ②バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ③地元に着愛着を持つことのできる取組を進めます。
- ④多様な手法を柔軟に取り入れ、持続可能な地域福祉活動を検討します。

### 取組概要

- ・地域福祉アクションプログラム推進協議会において、各地域でのスマホカフェや芦屋市の写真をスマートフォンで撮影するイベントを通し、ICT活用の推進を行っている。
- ・市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行った場合、その費用の一部を助成する「合理的配慮提供支援助成事業」を実施している。
- ・地域課題解決に向けて市民活動団体等が取り組む事業に対し、市民提案型事業補助金を交付し、まちづくり活動を支援している。
- ・本市に関心や興味を寄せ、応援してもらえるよう、ふるさと寄附金の取組を進めている。
- ・地域共生のまちづくりを推進するため、包括的支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の取組を推進している。
- ・芦屋市の障がい福祉に関する理解を深めていただく「まるっと説明会」を開催している。(参加者 R4:222人)

| 課題   | R4年度の新たな取組   | R5年度以降の方向性   |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でのスマホカフェの自走に向けた検討が必要である。</li> <li>・市民提案型事業補助について、新しい活動の掘り起こしにつながりにくい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋市バリアフリー基本構想（JR芦屋駅周辺地区）に関する「バリアフリー推進連絡会」を開催し、基本構想に位置付けた特定事業の進捗及び課題について共有を図った。</li> <li>・【重層】重層的支援体制整備事業を本格実施し、実施計画を作成するとともに、地域資源の洗い出しを行った。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民提案型事業補助金の申請者に対し、あしや市民活動センターと連携しながら、サポートを実施していく。</li> <li>・重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、各種プロジェクトを推進するとともに、関係機関への周知啓発に取り組む。</li> <li>・芦屋市みんなにやさしいお店登録事業を実施し、事業者への障がい理解及び障がいのある人の社会参加を支援していく。</li> </ul> |